

評価書（個票）

事務・事業名	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	担当課 (担当課長)	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 (武田康久)																
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第82条第4項及び83条第2項 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	類 型	講習研修																
		指定等の形態	指定																
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う必要があることから、医師国家試験合格者等について、労働衛生コンサルタント試験（保健衛生区分）の筆記試験の全科目を免除するもの。</p> <p>○事務・事業の内容 医師国家試験に合格した者等が厚生労働大臣が指定する法人が行う講習を修了した場合に、労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）のうち筆記試験の全科目を免除するもの。</p>																		
事務・事業の目的	労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う必要があることから、医師国家試験に合格した者等が厚生労働大臣が指定する法人が行う講習を修了した場合に、労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）のうち筆記試験の全科目を免除するもの。																		
関連する政策目標	—																		
関連する業績指標	—																		
指標の目標値等	—																		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。																		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし																		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。																		
事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>公益社団法人日本医師会</td> <td>修了者数</td> <td>341名</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本歯科医師会</td> <td>修了者数</td> <td>42名</td> </tr> <tr> <td>学校法人産業医科大学</td> <td>修了者数</td> <td>23名</td> </tr> </table> <p>○事業収入（平成27年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>公益社団法人日本医師会</td> <td>7,578千円</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本歯科医師会</td> <td>90千円</td> </tr> <tr> <td>学校法人産業医科大学</td> <td>2,143千円</td> </tr> </table>				公益社団法人日本医師会	修了者数	341名	公益社団法人日本歯科医師会	修了者数	42名	学校法人産業医科大学	修了者数	23名	公益社団法人日本医師会	7,578千円	公益社団法人日本歯科医師会	90千円	学校法人産業医科大学	2,143千円
公益社団法人日本医師会	修了者数	341名																	
公益社団法人日本歯科医師会	修了者数	42名																	
学校法人産業医科大学	修了者数	23名																	
公益社団法人日本医師会	7,578千円																		
公益社団法人日本歯科医師会	90千円																		
学校法人産業医科大学	2,143千円																		

国からの補助金等	特になし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第55号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成21年3月）
事務・事業の必要性等・有効性	<p>○事業の必要性 労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）の登録者数は年間100名程度で推移しており、本試験免除講習制度を利用して労働衛生コンサルタント試験の筆記試験の免除を受けている者は一定の割合を占めていると考えられ、労働衛生コンサルタントの養成に一定の役割を果たしており、今後も存続させる必要がある。</p> <p>○事業の妥当性 筆記試験免除講習の受験資格者（労働衛生コンサルタント（保健衛生区分）のうち筆記試験の全科目を免除される者）は、医師又は歯科医師に限られており、当該講習については、講習機関がそれぞれの機関の会員等に対し、毎年1回、実施するものであり、利益を目的に実施するものではない。</p> <p>○事業の有効性 筆記試験免除講習の受験資格者である医師又は歯科医師は、労働者の衛生の水準の向上に必要な専門知識を持っており、当該者が労働衛生コンサルタントとなり、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことは、労働者の衛生の水準の向上に寄与している。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性	<p>○指定等を行う妥当性 筆記試験免除講習については、法令で定められた講習科目に関する知識経験を有する者により行われること等が必要であることから、当該講習を行おうとする者からの申請に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）（以下、登録省令という。）に定められている指定基準に照らして審査し、指定基準に適合していると認められる場合に限り厚生労働大臣が指定することにより行われている。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 筆記試験免除講習については、申請により厚生労働大臣の指定を受けた者によって行われるものであり、その指定基準は登録省令において示されている。 また当該指定筆記試験免除講習機関は、試験免除講習業務に関する業務規程の届出や毎事業年度、その事業計画及び事業報告書等を厚生労働大臣に届け出る必要があるほか、必要があると認められる場合は、勧告を行うことによりその適正な実施を担保している。</p> <p>○実施主体としての指定等法人の適格性 指定した法人が行う筆記試験免除講習の開催日時・場所、講習内容等についてホームページで公開しており、事業報告書においても特段の問題は認められない。</p>
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価））	労働者の衛生の水準の向上のため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う上で、労働衛生コンサルタントを養成する必要があるが、当該試験免除制度を活用して労働衛生コンサルタントとしての登録を受けている者が

と今後の方向性)	一定の割合を占めていると考えられることから、今後も当該制度を維持していく必要がある。
備考	

別紙

合計3法人

- ・公益法人（2法人）
- ・学校法人（1法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（2法人）			
公益社団法人日本医師会	平成21年3月31日	03-3946-2121	18,000円
公益社団法人日本歯科医師会	平成21年3月31日	03-3262-9211	日本歯科医師会の会員は無料 会員以外は5,000円
学校法人（1法人）			
学校法人産業医科大学	平成21年3月31日	093-603-1611	210,000円 （他の制度に基づく講習等と合わせて行われる講習であり、本制度に基づく講習のみの料金ではない。）